

令和6年度 盛岡地区衛生処理組合 概要



令和6年7月
盛岡地区衛生処理組合

目 次

1	一部事務組合の概要	1
(1)	名称	
(2)	設立年月日	
(3)	所在地	
(4)	構成市町の状況	
(5)	共同処理する事務	
(6)	経費の負担	
2	施設の概要	2
3	沿革	3
4	組織体制等	4
(1)	組合の組織	
(2)	議会	
(3)	監査委員	
(4)	公平委員会委員	
(5)	附属機関	
5	し尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率	5
(1)	し尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率の状況	
(2)	し尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率の推移	
(3)	市町別のし尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率の推移	
6	し尿処理の状況	10
(1)	受入日数	
(2)	搬入量の状況	
(3)	搬入量の推移	
7	資源化の状況	11
(1)	資源化物	
(2)	資源化物の生産、出荷等	
(3)	原料汚泥の放射性物質の状況	
8	予算・決算の状況	12
(1)	当初予算	
(2)	決算	
(3)	構成市町の負担金及び利用割	

資 料

【資料1】	水処理工程	14
【資料2】	資源化工程	15
【資料3】	脱臭工程	16
【資料4】	市町別・処理施設別のし尿搬入量の推移	17
【資料5】	市町別の人口・し尿処理人口の推移	18
【資料6】	排出基準等の測定記録	19
【資料7】	原料汚泥の放射性物質濃度の測定記録	20
【資料8】	歴代の管理者・副管理者・議長・副議長	21
【資料9】	盛岡地区衛生処理組合規約	22

1 一部事務組合の概要

- (1) 名称 盛岡地区衛生処理組合
- (2) 設立年月日 昭和45年7月23日 (岩手県知事許可 岩手県指令地第320号)
- (3) 所在地 〒020-0621 岩手県滝沢市大崎94番地194



国道4号線、分れ交差点から東に約3km。岩手県立大学の北東に位置しています。



(4) 構成市町の状況

令和6年3月31日 現在

市町名	処理区域面積	処理区域世帯			処理区域人口		
		世帯数	組合し尿処理世帯	割合	人口	組合し尿処理人口	割合
盛岡市	489.15 km ²	133,310 世帯	11,761 世帯	8.8%	267,611 人	25,633 人	9.6%
滝沢市	182.46 km ²	24,170 世帯	8,300 世帯	34.3%	54,650 人	17,461 人	32.0%
雫石町	608.82 km ²	6,404 世帯	3,214 世帯	50.2%	15,176 人	7,580 人	49.9%
組 合	1,280.43 km ²	163,884 世帯	23,275 世帯	14.2%	337,437 人	50,674 人	15.0%

※盛岡市は、盛岡地域及び都南地域で、玉山地域を除く。また、都南地域は、平成30年4月1日より編入。以下同じ。

(5) 共同処理する事務

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく次の事務
 - ・ し尿処理施設の設置、管理及び運営
 - ・ し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分
 - ・ 上記の一般廃棄物処理計画の策定
- 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽清掃業の許可に関する事務

(6) 経費の負担

- 基本割 1/10
 - 盛岡市 1/2 、 滝沢市 1/4 、 雫石町 1/4
- 利用割 9/10

当該年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を基準として定める。

2 施設の概要

名 称	盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター
事業主体	盛岡地区衛生処理組合 (盛岡市・滝沢市・雫石町で構成)
所 在 地	岩手県滝沢市大崎94番地194
敷地面積	15,313 m ²
処理能力	170 kℓ／日 し尿：120 kℓ／日、浄化槽汚泥：50 kℓ／日



管理棟

■ 第1処理棟

- ・ 処理能力 水処理 100 kℓ／日（し尿：70 kℓ／日、浄化槽汚泥：30 kℓ／日）
- ・ 処理方式 標準脱窒素処理方式 ＋ 高度処理
※高度処理は、第1処理棟と第2処理棟の処理水全量を処理
- ・ 延床面積 3,135.06 m²（管理棟 375.24 m²を含む。）
- ・ 着 工 昭和58年8月9日
- ・ 竣 工 昭和60年10月31日
- ・ 供用開始 昭和60年11月1日
- ・ 設計施工 栗田工業株式会社
- ・ 総事業費 1,727,924,000 円
- ・ 財 源 国庫補助金 359,277,000 円
地 方 債 1,058,400,000 円
一 般 財 源 310,247,000 円



■ 第2処理棟

- ・ 処理能力 水処理 70 kℓ／日（し尿：50 kℓ／日、浄化槽汚泥：20 kℓ／日）
資源化 170 kℓ／日
※第1処理棟と第2処理棟から発生する汚泥全量を資源化
- ・ 処理方式 水処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋ 高度処理（第1処理棟）
資源化 油温減圧乾燥処理方式
- ・ 延床面積 3,032.67 m²
- ・ 着 工 平成15年7月4日
- ・ 竣 工 平成17年9月30日
- ・ 供用開始 平成17年11月1日
- ・ 設計施工 栗田工業株式会社
- ・ 施工監理 日本技術開発株式会社
- ・ 総事業費 3,789,257,000 円
- ・ 財 源 国庫補助金 1,034,285,000 円
地 方 債 2,376,200,000 円
一 般 財 源 378,772,000 円



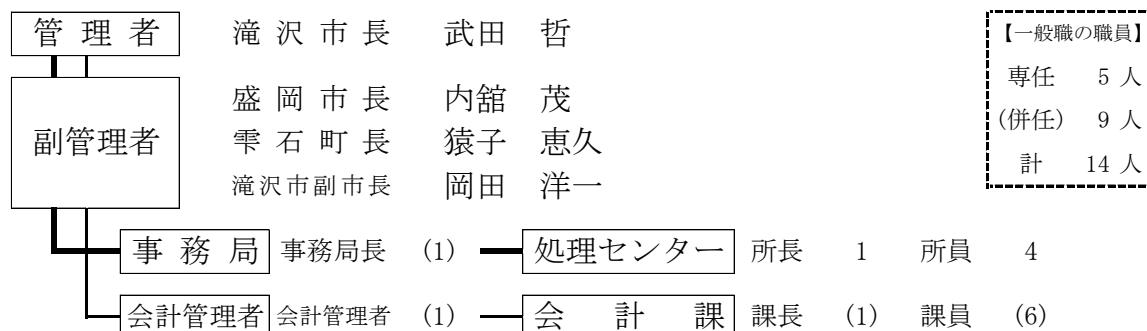
3 沿革

昭和45年	7月 23日	盛岡地区衛生処理組合（盛岡市・雫石町・滝沢村）設立	
	8月	し尿処理施設（盛岡）建設着手	
昭和46年	11月 4日	し尿処理施設（盛岡）供用開始 130kℓ／日	
	12月 1日	し尿処理場使用料を20円／180ℓと定める。	
昭和50年	11月 14日	し尿処理場使用料を20円／100ℓに改定	
昭和53年	6月	し尿処理施設前処理施設（盛岡）増設 40kℓ／日	
昭和56年	8月	希釈用水取水施設（盛岡：北上川）竣工	
昭和58年	8月	し尿処理施設（滝沢）建設用地取得 13,637㎡ し尿処理施設（滝沢）建設着手	
昭和60年	4月	盛岡処理センター・滝沢処理センター制を敷く。	
	11月 1日	滝沢処理センター供用開始 100kℓ／日	
昭和63年	3月	取水排水用地（滝沢）取得 1,785㎡	
平成元年	4月 1日	し尿処理場使用料を20円／100ℓ×1.03に改定（消費税導入）	
平成4年	4月 1日	盛岡市と都南村が合併（旧都南村地域は、合併前と同様に「紫波、稗貫衛生処理組合」の区域）	
平成5年	3月	施設敷地を道路用地として売却 109㎡	
平成7年	8月	盛岡処理センター管理棟（会議室）増築 30㎡	
平成9年	4月 1日	し尿処理場使用料を20円／100ℓ×1.05に改定（消費税改正）	
平成11年	4月	旧盛岡市門清掃工場のし尿余剰汚泥処理施設（S52.7.8供用開始:77kℓ／日）を組合で借受し、盛岡市盛岡地域が全量組合処理となる。	
平成12年	4月 1日	し尿処理場使用料を2円／10ℓ×1.05に改定（基準量見直し）	
平成15年	7月	滝沢処理センター第2処理棟に資源化設備（汚泥再生処理センター）増設（滝沢）建設着手	
平成17年	9月	組合事務局を滝沢処理センターに移動し、盛岡処理センターを廃止	
	11月 1日	資源化設備（汚泥再生処理センター）供用開始 水処理70kℓ／日、資源化170kℓ／日	
平成18年	1月 10日	盛岡市と玉山村が合併（玉山区（旧玉山村地域）は、合併前と同様に「盛岡北部行政事務組合」の区域）	
平成19年	4月 1日	収入役を廃止し、会計管理者を設置（地方自治法改正） 監査委員定数を3人から2人（議会選出1名、識見を有する者1名）に規約変更 情報公開・個人情報保護審査会を設置	
	5月 9日	議員定数を9人から6人に、議員であった雫石町長及び滝沢村長を副管理者に規約変更	
平成20年	3月	旧盛岡市門清掃工場のし尿余剰汚泥処理施設の使用貸借契約が満了	
	4月 1日	経費負担の算定のうち利用人口割を利用割に規約変更 （当該年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量に変更）	
平成21年	4月 1日	組合事務局を盛岡市から滝沢村に変更し、管理者を盛岡市長から滝沢村長に規約変更 組合事務所の所在地は、滝沢村役場に設置 施設の包括的運営管理業務委託を開始	
平成26年	1月 1日	滝沢村が市制移行し、滝沢市となる。	
	4月 1日	し尿処理場使用料を2円／10ℓ×1.08に改定（消費税改正）	
平成28年	4月 1日	盛岡市玉山区の区制を廃止（盛岡市玉山地域は、「盛岡北部行政事務組合」の区域） 行政不服審査会を設置	
平成30年	4月 1日	経費負担の算定のうち均等割を基本割に規約変更 盛岡市都南地域のし尿等の受入・処理を開始（「紫波、稗貫衛生処理組合」解散に伴う受入停止による）	
令和元年	10月 1日	し尿処理場使用料を2円／10ℓ×1.1に改定（消費税改正）	
令和4年	4月 1日	し尿収集運搬等の事務を構成市町から組合へ移管すること等について規約変更 組合事務所の所在地を滝沢処理センターに変更	

4 組織体制等

令和6年4月1日 現在
(敬称略)

(1) 組合の組織



(2) 議会

【 構 成 市 町 議 会 選 出 議 員 】							
議 長	仲田 孝行	(盛岡市)	池野 直友	(滝沢市)	仲田 孝行	(雫石町)	横手 寿明
副議長	池野 直友	(盛岡市)	小笠原 秀夫	(滝沢市)	鍵本 桂	(雫石町)	高橋 公史

(3) 監査委員

監査委員	佐藤 博己	(滝沢市代表監査委員)
監査委員	横手 寿明	(盛岡地区衛生処理組合議会議員)

(4) 公平委員会

委員長	太田 秀栄
委員	菅原 悦子
委員	佐藤 利久



組合議会

(5) 附属機関

- ・盛岡地区衛生処理組合情報公開・個人情報保護審査会
- ・盛岡地区衛生処理組合行政不服審査会

5 し尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率

(1) し尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率の状況

令和6年3月31日 現在

区 分	組 合	盛岡市	滝沢市	雫石町
処理区域内世帯	163,884	133,310	24,170	6,404
市町構成割合		81.34%	14.75%	3.91%
水洗化世帯	152,534	128,354	19,369	4,811
公共下水道世帯	140,609	121,549	15,870	3,190
農業集落排水世帯 ○	2,337	1,882	0	455
浄化槽世帯 ○	9,588	4,923	3,499	1,166
非水洗化世帯	11,350	4,956	4,801	1,593
し尿収集世帯 ○	11,350	4,956	4,801	1,593
自家処理世帯	0	0	0	0
処理区域内人口 A	337,437	267,611	54,650	15,176
市町構成割合		79.31%	16.20%	4.50%
水洗化人口 B	318,943	257,557	49,612	11,774
公共下水道人口	286,763	241,978	37,189	7,596
農業集落排水人口 ◎	6,662	5,450	0	1,212
浄化槽人口 ◎	25,518	10,129	12,423	2,966
非水洗化人口	18,494	10,054	5,038	3,402
し尿収集人口 ◎	18,494	10,054	5,038	3,402
自家処理人口	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○)	23,275	11,761	8,300	3,214
市町構成割合		50.53%	35.66%	13.81%
し尿処理人口 (◎)	50,674	25,633	17,461	7,580
市町構成割合		50.58%	34.46%	14.96%
水洗化率 (B/A)	94.52%	96.24%	90.78%	77.58%

※端数により「市町構成割合」の合計が合致しない場合がある。

(2) し尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率の推移

各年度3月31日現在

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内世帯 A	161,023	162,441	163,080	163,769	163,884
水洗化世帯	146,729	148,317	149,890	151,499	152,534
公共下水道世帯	137,483	139,043	140,318	140,688	140,609
農業集落排水世帯 ○	2,310	2,319	2,339	2,353	2,337
浄化槽世帯 ○	6,936	6,955	7,233	8,458	9,588
非水洗化世帯	14,294	14,124	13,190	12,270	11,350
し尿収集世帯 ○	14,294	14,124	13,190	12,270	11,350
自家処理世帯	0	0	0	0	0
処理区域内人口 B	347,282	345,943	343,976	341,123	337,437
水洗化人口 C	321,511	322,277	323,071	320,853	318,943
公共下水道人口	291,988	292,070	292,177	289,718	286,763
農業集落排水人口 ◎	7,017	6,961	6,884	6,797	6,662
浄化槽人口 ◎	22,506	23,246	24,010	24,338	25,518
非水洗化人口	25,771	23,666	20,905	20,270	18,494
し尿収集人口 ◎	25,771	23,666	20,905	20,270	18,494
自家処理人口	0	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○) D	23,540	23,398	22,762	23,081	23,275
割合 (D/A)	14.62%	14.40%	13.96%	14.09%	14.20%
し尿処理人口 (◎) E	55,294	53,873	51,799	51,405	50,674
割合 (E/B)	15.92%	15.57%	15.06%	15.07%	15.02%
水洗化率 (C/B)	92.58%	93.16%	93.92%	94.06%	94.52%

(3) 市町別のし尿処理世帯・し尿処理人口及び水洗化率の推移

・盛岡市（盛岡地域及び都南地域）

各年度3月31日 現在

区 分		R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内世帯	A	131,399	132,392	132,844	133,396	133,310
水洗化世帯		124,537	125,431	125,894	127,731	128,354
公共下水道世帯		119,313	120,336	120,724	121,474	121,549
農業集落排水世帯 ○		1,866	1,878	1,881	1,886	1,882
浄化槽世帯 ○		3,358	3,217	3,289	4,371	4,923
非水洗化世帯		6,862	6,961	6,950	5,665	4,956
し尿収集世帯 ○		6,862	6,961	6,950	5,665	4,956
自家処理世帯		0	0	0	0	0
処理区域内人口	B	275,694	274,469	272,878	270,656	267,611
水洗化人口	C	262,295	261,518	260,360	258,934	257,557
公共下水道人口		247,721	247,013	245,677	244,294	241,978
農業集落排水人口 ◎		5,692	5,666	5,595	5,526	5,450
浄化槽人口 ◎		8,882	8,839	9,088	9,114	10,129
非水洗化人口		13,399	12,951	12,518	11,722	10,054
し尿収集人口 ◎		13,399	12,951	12,518	11,722	10,054
自家処理人口		0	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○)	D	12,086	12,056	12,120	11,922	11,761
割合 (D/A)		9.20%	9.11%	9.12%	8.94%	8.82%
し尿処理人口 (◎)	E	27,973	27,456	27,201	26,362	25,633
割合 (E/B)		10.15%	10.00%	9.97%	9.74%	9.58%
水洗化率 (C/B)		95.14%	95.28%	95.41%	95.67%	96.24%

(盛岡市のうち盛岡地域)

各年度3月31日 現在

区 分		R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内世帯	A	109,226	109,938	110,198	110,683	110,549
水洗化世帯		105,047	105,656	105,852	106,908	107,255
公共下水道世帯		102,308	103,012	103,116	103,754	103,707
農業集落排水世帯 ○		846	842	835	842	832
浄化槽世帯 ○		1,893	1,802	1,901	2,312	2,716
非水洗化世帯		4,179	4,282	4,346	3,775	3,294
し尿収集世帯 ○		4,179	4,282	4,346	3,775	3,294
自家処理世帯		0	0	0	0	0
処理区域内人口	B	225,449	224,347	222,814	221,049	218,468
水洗化人口	C	217,289	216,210	214,606	213,456	211,977
公共下水道人口		210,045	209,129	207,530	206,330	204,155
農業集落排水人口 ◎		2,704	2,582	2,524	2,509	2,457
浄化槽人口 ◎		4,540	4,499	4,552	4,617	5,365
非水洗化人口		8,160	8,137	8,208	7,593	6,491
し尿収集人口 ◎		8,160	8,137	8,208	7,593	6,491
自家処理人口		0	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○)	D	6,918	6,926	7,082	6,929	6,842
割合 (D/A)		6.33%	6.30%	6.43%	6.26%	6.19%
し尿処理人口 (◎)	E	15,404	15,218	15,284	14,719	14,313
割合 (E/B)		6.83%	6.78%	6.86%	6.66%	6.55%
水洗化率 (C/B)		96.38%	96.37%	96.32%	96.57%	97.03%

(盛岡市のうち都南地域)

各年度3月31日 現在

区 分		R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内世帯	A	22,173	22,454	22,646	22,713	22,761
水洗化世帯		19,490	19,775	20,042	20,823	21,099
公共下水道世帯		17,005	17,324	17,608	17,720	17,842
農業集落排水世帯 ○		1,020	1,036	1,046	1,044	1,050
浄化槽世帯 ○		1,465	1,415	1,388	2,059	2,207
非水洗化世帯		2,683	2,679	2,604	1,890	1,662
し尿収集世帯 ○		2,683	2,679	2,604	1,890	1,662
自家処理世帯		0	0	0	0	0
処理区域内人口	B	50,245	50,122	50,064	49,607	49,143
水洗化人口	C	45,006	45,308	45,754	45,478	45,580
公共下水道人口		37,676	37,884	38,147	37,964	37,823
農業集落排水人口 ◎		2,988	3,084	3,071	3,017	2,993
浄化槽人口 ◎		4,342	4,340	4,536	4,497	4,764
非水洗化人口		5,239	4,814	4,310	4,129	3,563
し尿収集人口 ◎		5,239	4,814	4,310	4,129	3,563
自家処理人口		0	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○)	D	5,168	5,130	5,038	4,993	4,919
割合 (D/A)		23.31%	22.85%	22.25%	21.98%	21.61%
し尿処理人口 (◎)	E	12,569	12,238	11,917	11,643	11,320
割合 (E/B)		25.02%	24.42%	23.80%	23.47%	23.03%
水洗化率 (C/B)		89.57%	90.40%	91.39%	91.68%	92.75%

・ 滝沢市

各年度3月31日 現在

区 分		R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内世帯	A	23,270	23,677	23,866	23,979	24,170
水洗化世帯		17,819	18,304	19,287	19,004	19,369
公共下水道世帯		15,117	15,614	16,439	16,044	15,870
農業集落排水世帯 ○		0	0	0	0	0
浄化槽世帯 ○		2,702	2,690	2,848	2,960	3,499
非水洗化世帯		5,451	5,373	4,579	4,975	4,801
し尿収集世帯 ○		5,451	5,373	4,579	4,975	4,801
自家処理世帯		0	0	0	0	0
処理区域内人口	B	55,325	55,506	55,400	54,961	54,650
水洗化人口	C	47,058	48,818	50,717	50,018	49,612
公共下水道人口		36,508	37,333	38,732	37,721	37,189
農業集落排水人口 ◎		0	0	0	0	0
浄化槽人口 ◎		10,550	11,485	11,985	12,297	12,423
非水洗化人口		8,267	6,688	4,683	4,943	5,038
し尿収集人口 ◎		8,267	6,688	4,683	4,943	5,038
自家処理人口		0	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○)	D	8,153	8,063	7,427	7,935	8,300
割合 (D/A)		35.04%	34.05%	31.12%	33.09%	34.34%
し尿処理人口 (◎)	E	18,817	18,173	16,668	17,240	17,461
割合 (E/B)		34.01%	32.74%	30.09%	31.37%	31.95%
水洗化率 (C/B)		85.06%	87.95%	91.55%	91.01%	90.78%

・雲石町

各年度3月31日 現在

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内世帯 A	6,354	6,372	6,370	6,394	6,404
水洗化世帯	4,373	4,582	4,709	4,764	4,811
公共下水道世帯	3,053	3,093	3,155	3,170	3,190
農業集落排水世帯 ○	444	441	458	467	455
浄化槽世帯 ○	876	1,048	1,096	1,127	1,166
非水洗化世帯	1,981	1,790	1,661	1,630	1,593
し尿収集世帯 ○	1,981	1,790	1,661	1,630	1,593
自家処理世帯	0	0	0	0	0
処理区域内人口 B	16,263	15,968	15,698	15,506	15,176
水洗化人口 C	12,158	11,941	11,994	11,901	11,774
公共下水道人口	7,759	7,724	7,768	7,703	7,596
農業集落排水人口 ◎	1,325	1,295	1,289	1,271	1,212
浄化槽人口 ◎	3,074	2,922	2,937	2,927	2,966
非水洗化人口	4,105	4,027	3,704	3,605	3,402
し尿収集人口 ◎	4,105	4,027	3,704	3,605	3,402
自家処理人口	0	0	0	0	0
し尿処理世帯 (○) D	3,301	3,279	3,215	3,224	3,214
割合 (D/A)	51.95%	51.46%	50.47%	50.42%	50.19%
し尿処理人口 (◎) E	8,504	8,244	7,930	7,803	7,580
割合 (E/B)	52.29%	51.63%	50.52%	50.32%	49.95%
水洗化率 (C/B)	74.76%	74.78%	76.40%	76.75%	77.58%

6 し尿処理の状況

(1) 受入日数

(単位 ; 日)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
受入日数	243	244	242	243	243
暦日	366	365	365	365	366

(2) 搬入量の状況

(単位 ; kℓ)

令和5年度		組 合			
			盛岡市	滝沢市	雫石町
搬入量		39,457.99	17,719.68	16,467.49	5,270.82
	市町構成割合		44.91%	41.73%	13.36%
し尿		26,109.79	11,165.67	11,769.19	3,174.93
	市町構成割合		42.76%	45.08%	12.16%
浄化槽汚泥		13,348.20	6,554.01	4,698.30	2,095.89
	市町構成割合		49.10%	35.20%	15.70%

※「浄化槽汚泥」は、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及びみなし浄化槽汚泥（浸透枳汚泥等）。
以下同じ。

※1kℓ=1,000kgとして換算。以下同じ。

(3) 搬入量の推移

(単位 ; kℓ)

	R1	R2	R3	R4	R5
搬入量	43,758.11	43,555.28	41,884.25	41,236.18	39,457.99
盛岡市	20,968.42	20,700.71	19,640.36	18,711.05	17,719.68
盛岡地域	11,897.94	11,745.03	11,099.53	10,564.79	10,036.47
都南地域	9,070.48	8,955.68	8,540.83	8,146.26	7,683.21
滝沢市	17,450.51	17,462.06	17,162.51	17,280.58	16,467.49
雫石町	5,339.18	5,392.51	5,081.38	5,244.55	5,270.82
し尿	30,318.46	29,759.40	28,300.23	27,756.52	26,109.79
盛岡市	14,376.12	13,878.55	12,742.26	12,112.78	11,165.67
盛岡地域	8,764.81	8,466.80	7,734.08	7,400.14	6,847.32
都南地域	5,611.31	5,411.75	5,008.18	4,712.64	4,318.35
滝沢市	12,555.20	12,549.82	12,438.70	12,413.22	11,769.19
雫石町	3,387.14	3,331.03	3,119.27	3,230.52	3,174.93
浄化槽汚泥	13,439.65	13,795.88	13,584.02	13,479.66	13,348.20
盛岡市	6,592.30	6,822.16	6,898.10	6,598.27	6,554.01
盛岡地域	3,133.13	3,278.23	3,365.45	3,164.65	3,189.15
都南地域	3,459.17	3,543.93	3,532.65	3,433.62	3,364.86
滝沢市	4,895.31	4,912.24	4,723.81	4,867.36	4,698.30
雫石町	1,952.04	2,061.48	1,962.11	2,014.03	2,095.89

7 資源化の状況

(1) 資源化物

資源化設備（汚泥再生処理センター）では、し尿等を処理した汚泥から肥料を生産し、地元還元として無償提供しています。



おでい肥料・めぐみ(18kg詰)

- ・肥料の種類 汚泥肥料
 - ・肥料の名称 おでい肥料・めぐみ
 - ・原料の種類 し尿・浄化槽汚泥
 - ・登録番号 生第86576号
 - ・登録年月日 平成17年10月11日
 - ・主要な成分等の含有率（過去4回の分析結果の平均値）
 - 窒素全量 3.7% ・ 水分 1.6%
 - リン酸全量 4.7% ・ 油分 34.9%
 - 加里全量 0.4% ・ 銅全量 172mg/kg
 - 炭素窒素比 13 ・ 亜鉛全量 496mg/kg
- ※「○」は、令和6年7月1日現在の生産業者保証票の表示

(2) 資源化物の生産、出荷等

区 分		R1		R2		R3		R4		R5	
設備運転日数		148		159		152		155		137	
生産量 kg		380,000.0		394,400.0		371,600.0		364,325.5		337,476.0	
出荷量 kg		386,969.0		392,304.0		356,714.0		372,446.0		331,206.0	
出荷内訳	袋詰区分	袋	重量(kg)	袋	重量(kg)	袋	重量(kg)	袋	重量(kg)	袋	重量(kg)
	フレコン(400kg)	403	161,200	350	140,000	389	155,600	427	170,800	303	121,200
	18kg詰	12,532	225,576	14,013	252,234	11,173	201,114	11,197	201,546	11,667	210,006
	1kg詰	193	193	70	70	0	0	100	100	0	0

※出荷時期のずれにより、出荷量が生産量を上回る場合がある。

※1kg詰は、啓発のためのイベント等での配付限定。



フレコン(400kg詰)



18kg詰

(3) 原料汚泥の放射性物質濃度の状況

国では、肥料の原料に含まれる放射性物質の基準を定めており「おでい肥料・めぐみ」の原料となっているし尿・浄化槽汚泥は、これまですべて国の基準値を下回っています。

なお、現在は「おでい肥料・めぐみ」（出荷製品）の放射性セシウム濃度は、東日本大震災での原子力発電所事故以前の農地の放射性セシウム濃度と同程度となっています。

8 予算・決算の状況

(1) 当初予算

(単位：千円)

	款	R4	構成比	R5	構成比	R6	構成比
歳入	1 分担金及び負担金	551,497	98.4%	676,909	98.7%	685,432	98.8%
	2 使用料及び手数料	8,948	1.6%	8,792	1.3%	8,544	1.2%
	3 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	4 諸収入	31	0.0%	43	0.0%	56	0.0%
	計	560,477		685,745		694,033	
歳出	1 議会費	1,203	0.2%	901	0.1%	348	0.1%
	2 総務費	45,891	8.2%	47,834	7.0%	45,923	6.6%
	3 衛生費	473,130	84.4%	549,774	80.2%	502,685	72.4%
	4 施設費	39,953	7.1%	86,936	12.7%	144,777	20.9%
	5 予備費	300	0.1%	300	0.0%	300	0.0%
	計	560,477		685,745		694,033	
前年度比増減率		4.9 %		22.4 %		1.2 %	

※端数により「構成比」の合計が合致しない場合がある。

(2) 決算

(単位：円)

	款	R3	構成比	R4	構成比	R5	構成比
歳入	1 分担金及び負担金	514,786,000	98.0%	580,721,000	97.6%	631,453,000	96.5%
	2 使用料及び手数料	9,223,925	1.8%	9,121,352	1.5%	8,730,149	1.3%
	3 繰越金	1,211,624	0.2%	1,119,907	0.2%	12,998,177	2.0%
	4 諸収入	172,707	0.0%	4,139,600	0.7%	1,004,615	0.2%
	計	525,394,256		595,101,859		654,185,941	
前年度比増減率		▲ 4.9 %		13.3 %		9.9 %	
歳出	1 議会費	180,160	0.0%	234,200	0.0%	726,670	0.1%
	2 総務費	46,053,899	8.8%	47,352,431	8.1%	44,102,674	6.9%
	3 衛生費	471,040,290	89.8%	520,456,290	89.4%	572,100,882	90.0%
	4 施設費	7,000,000	1.3%	14,060,761	2.4%	18,646,314	2.9%
	5 予備費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	524,274,349		582,103,682		635,576,540	
前年度比増減率		▲ 4.9 %		11.0 %		9.2 %	

※端数により「構成比」の合計が合致しない場合がある。

(3) 構成市町の負担金及び利用割

(単位：千円)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6(当初)
盛岡市	318,879	260,738	247,385	288,205	286,449	307,166
利用割	47.70%	48.03%	47.84%	47.18%	45.88%	45.04%
滝沢市	254,704	209,074	196,942	216,962	266,212	272,146
利用割	39.76%	40.19%	39.73%	40.52%	41.62%	42.16%
雫石町	91,719	70,836	70,459	75,554	78,792	106,120
利用割	12.54%	11.78%	12.43%	12.30%	12.50%	12.80%

※「利用割」は、当該年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を基準として定めるとして、規約で定めている割合のこと。

※「(当初)」は、負担金の金額のみ当初予算額を記載している。

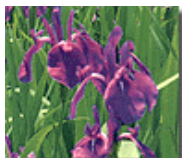
※基本割及び規約で定める地域の実情を考慮して行う事務に要する経費の負担もあるため、利用割の割合と負担金の額は合致しない場合がある。

資 料



盛岡市

市の花



カキツバタ

市の木



カツラ

市の鳥



セキレイ



滝沢市

市の花



ヤマユリ

市の木



ベニヤマザクラ

市の鳥



カッコウ



雫石町

町の花



菊

町の木



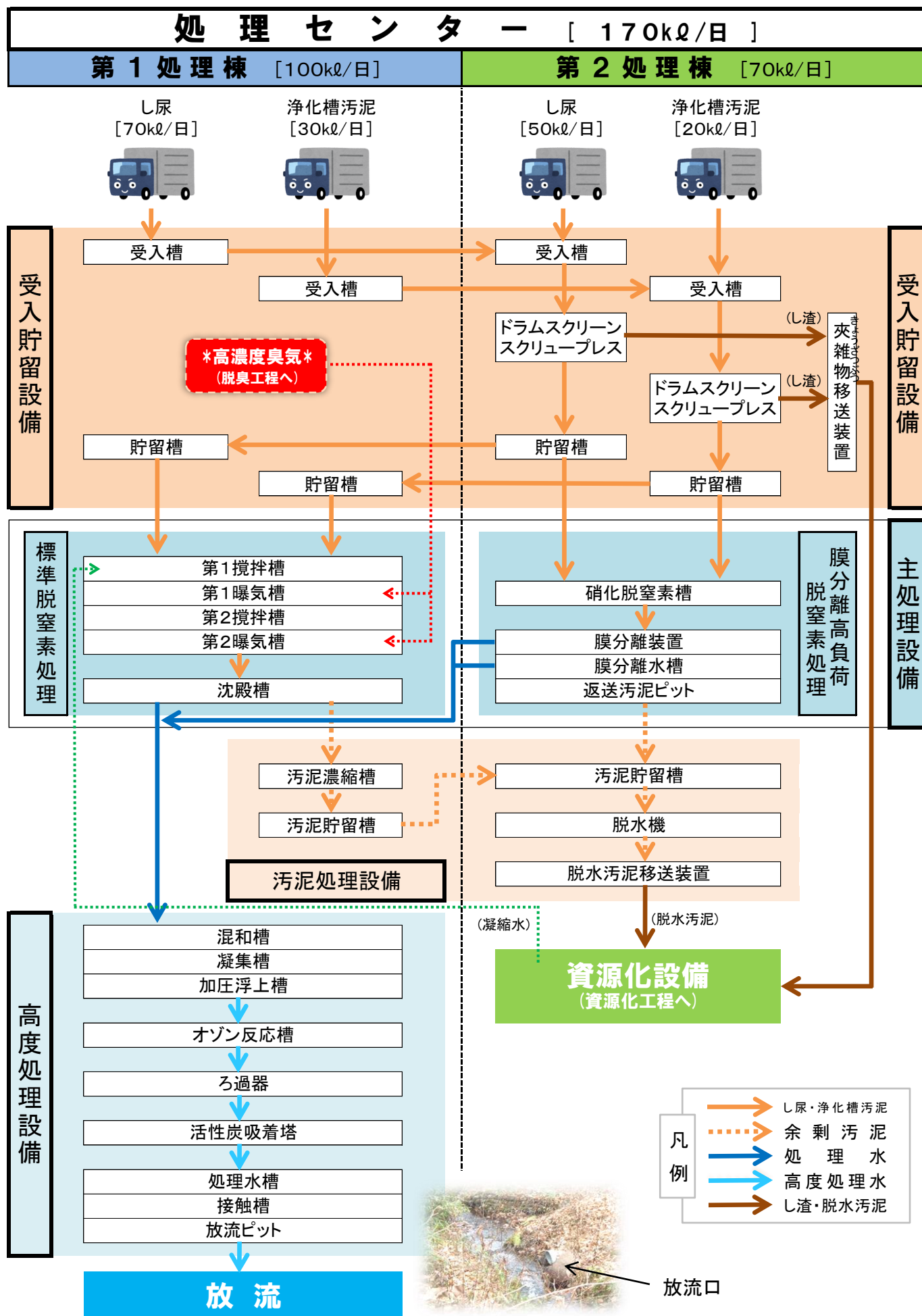
杉

町の鳥

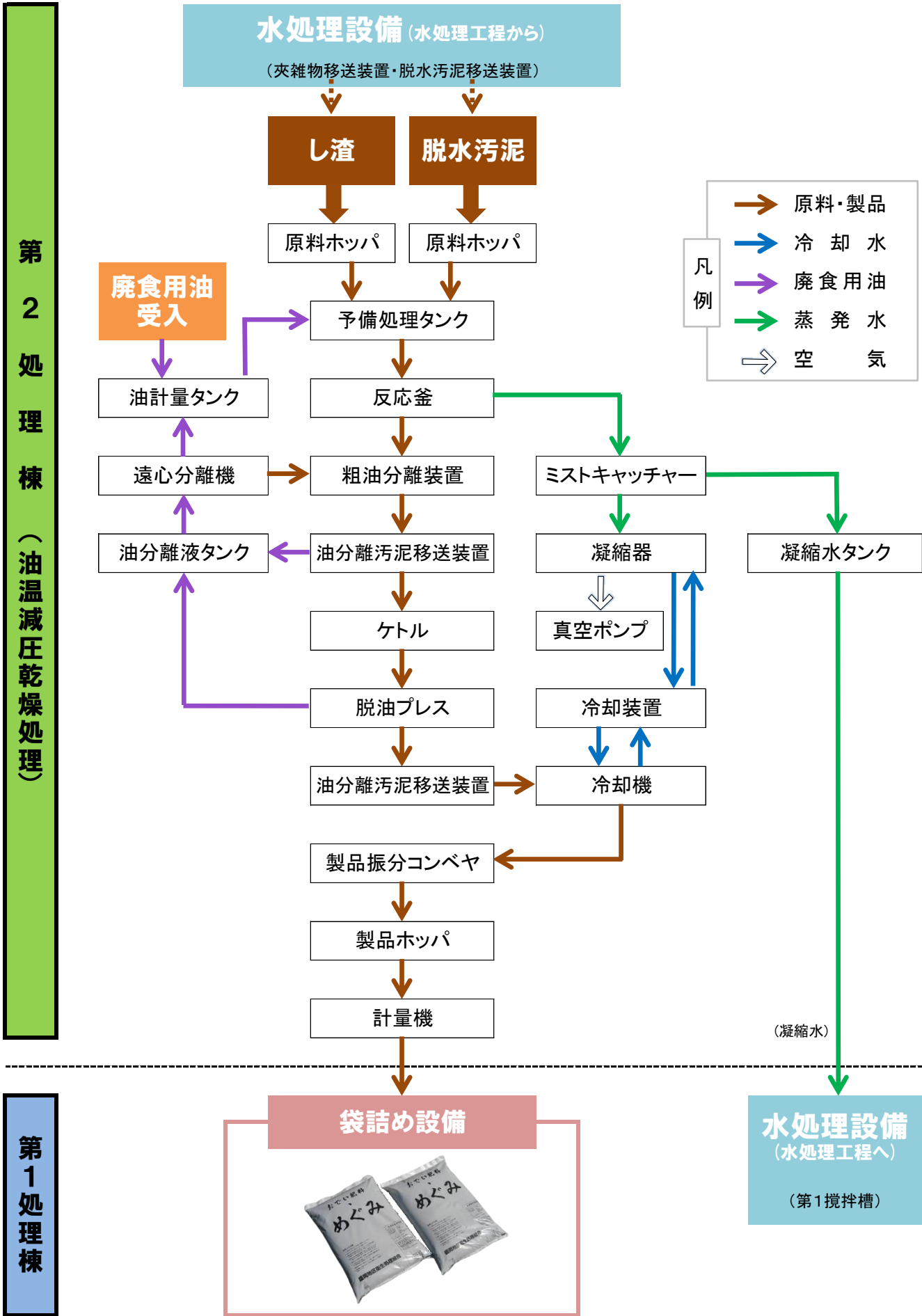


うぐいす

【資料1】水処理工程



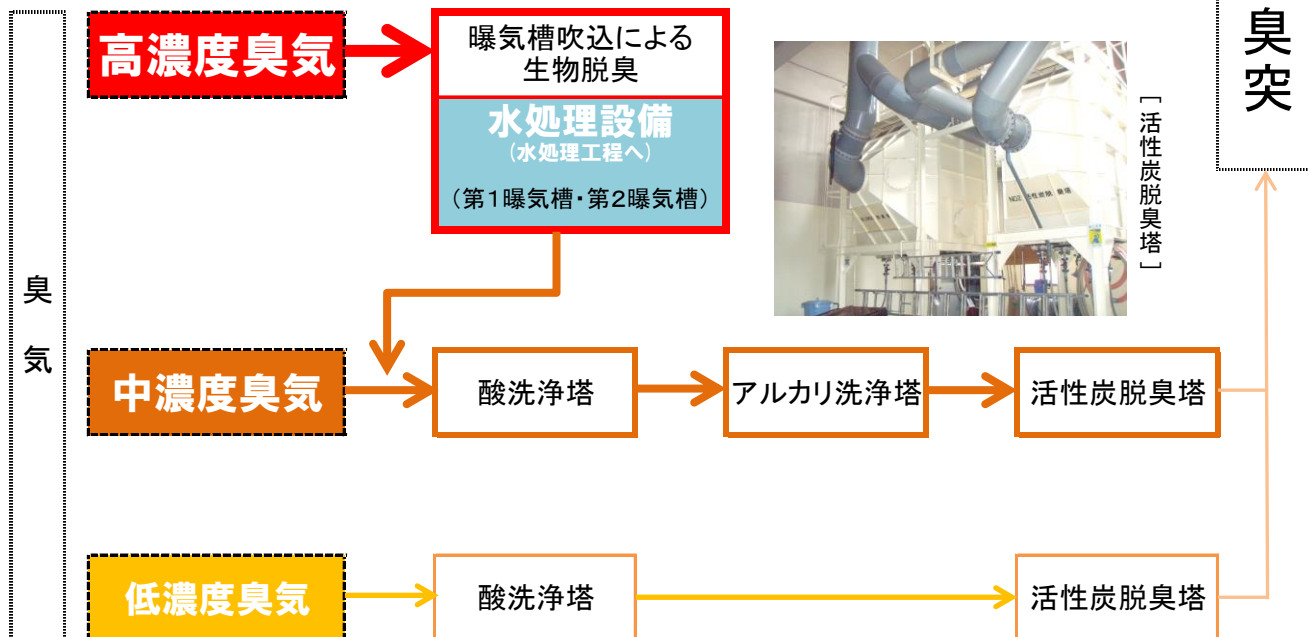
【資料2】資源化工程



【資料3】脱臭工程

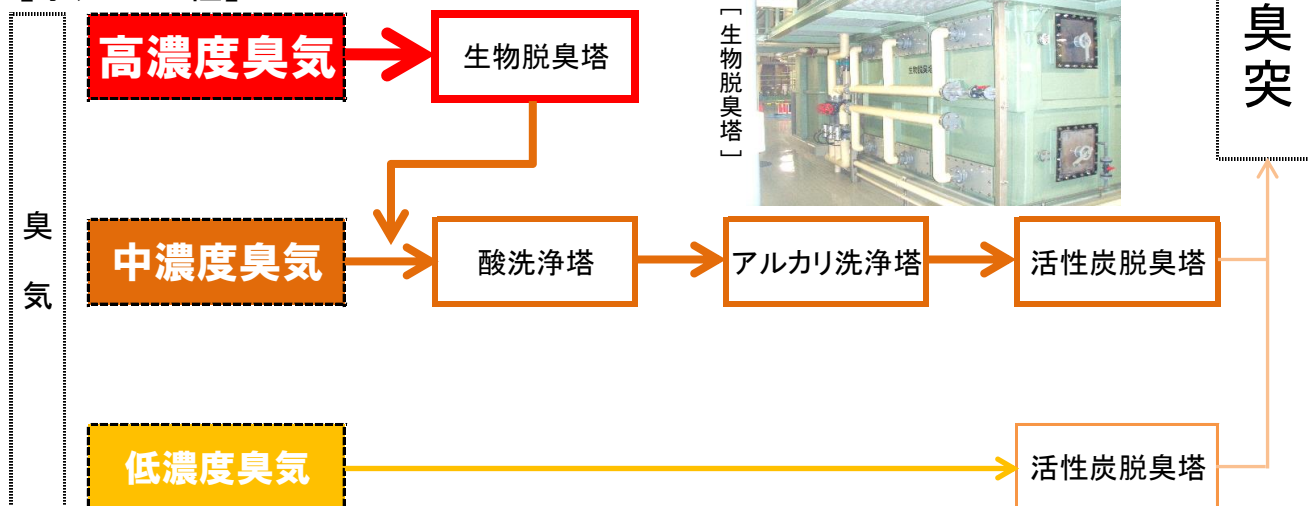
第 1 処理棟

【水処理工程】

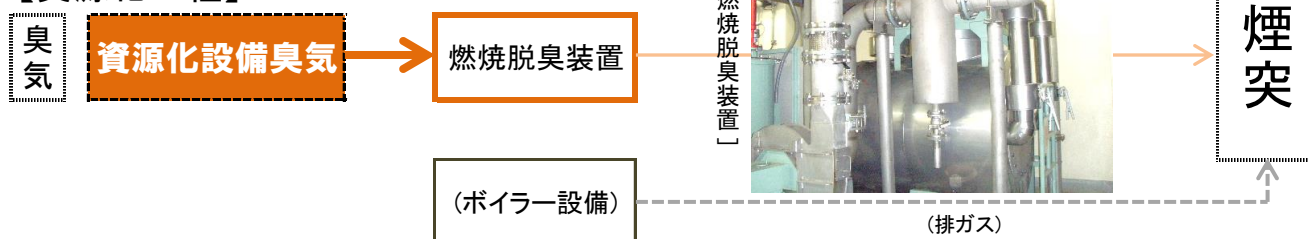


第 2 処理棟

【水処理工程】



【資源化工程】



【資料4】市町別・処理施設別のし尿搬入量の推移

(単位;kℓ)

年 度	合 計	市 町 別			処 理 施 設 別			
		盛岡市	滝沢市	雫石町	盛岡地区衛生処理組合	盛岡市門処理場	盛岡市終末処理場	その他
昭和45	76,381.00	76,381.00				31,041.00		24,447.00
46	83,268.00	82,375.00	300.00	593.00	10,395.00	30,683.00	20,893.00	22,215.00
47	79,564.00	74,792.00	2,217.00	2,585.00	35,217.00	31,124.00	19,975.00	13,223.00
48	77,598.00	71,960.00	2,724.00	2,914.00	35,431.00	30,481.00		11,686.00
49	81,214.00	74,036.00	3,884.00	3,294.00	36,277.00	31,437.00		13,500.00
50	83,027.00	75,181.00	4,154.00	3,692.00	36,402.00	31,973.00		14,652.00
51	86,204.00	77,351.00	4,774.00	4,079.00	36,061.00	31,313.00		18,830.00
52	91,228.00	80,874.00	5,463.00	4,891.00	37,694.00	31,434.00		22,100.00
53	91,780.00	79,963.00	7,036.00	4,781.00	45,722.00	30,850.00		15,208.00
54	94,274.00	81,265.00	8,221.00	4,788.00	46,811.00	31,527.00		15,936.00
55	95,575.00	82,169.00	8,660.00	4,746.00	48,609.00	31,741.00		15,225.00
56	93,878.00	79,339.00	9,787.00	4,752.00	54,542.00	32,031.00		7,305.00
57	90,191.00	74,254.00	10,672.00	5,265.00	58,345.00	31,687.00		159.00
58	90,358.00	72,904.00	11,525.00	5,929.00	58,475.00	31,876.00		7.00
59	92,077.00	72,733.00	12,704.00	6,640.00	61,677.00	30,393.00		7.00
60	90,344.00	70,447.00	13,158.00	6,739.00	64,188.00	26,156.00		
61	89,309.00	68,488.00	14,166.00	6,655.00	67,424.00	21,885.00		
62	89,564.00	66,857.00	15,570.00	7,137.00	67,091.00	22,473.00		
63	89,273.00	65,428.00	16,423.00	7,422.00	66,859.00	22,414.00		
平成元	85,909.00	60,201.00	18,249.00	7,459.00	63,895.00	22,014.00		
2	84,460.00	57,199.00	20,162.00	7,099.00	64,341.00	20,119.00		
3	82,660.00	54,457.00	20,628.00	7,575.00	62,635.00	20,025.00		
4	78,944.00	50,135.00	21,433.00	7,376.00	60,183.00	18,761.00		
5	75,542.00	47,660.00	22,262.00	5,620.00	56,997.00	18,545.00		
6	72,148.00	42,356.00	22,254.00	7,538.00	52,648.00	19,500.00		
7	71,989.00	41,544.00	22,395.00	8,050.00	52,205.00	19,784.00		
8	69,593.00	38,387.00	22,912.00	8,294.00	49,129.00	20,464.00		
9	68,195.00	36,031.00	23,738.00	8,426.00	48,353.00	19,842.00		
10	66,776.00	34,351.00	24,347.00	8,078.00	49,989.00	16,787.00		
11	64,645.00	31,208.00	25,049.00	8,388.00	64,645.00			
12	63,356.00	29,111.00	25,994.00	8,251.00	63,356.00			
13	62,427.60	27,655.20	26,622.00	8,150.40	62,427.60			
14	60,998.40	26,076.60	26,463.60	8,278.20	60,998.40			
15	58,555.80	25,520.40	25,075.80	7,959.60	58,555.80			
16	54,523.20	23,409.00	23,295.00	7,819.20	54,523.20			
17	51,382.95	21,295.65	22,736.10	7,351.20	51,382.95			
18	49,593.59	20,399.14	22,056.88	7,137.57	49,593.59			
19	46,489.86	18,640.63	21,053.59	6,795.64	46,489.86			
20	44,972.28	17,564.59	20,638.33	6,769.36	44,972.28			
21	43,587.44	17,054.49	19,917.58	6,615.37	43,587.44			
22	42,167.66	16,056.47	19,915.30	6,195.89	42,167.66			
23	40,673.40	15,368.72	19,364.16	5,940.52	40,673.40			
24	40,161.15	14,479.57	19,588.87	6,092.71	40,161.15			
25	40,436.00	15,312.24	19,087.14	6,036.62	40,436.00			
26	38,769.15	13,965.15	19,006.50	5,797.50	38,769.15			
27	38,687.85	13,564.26	19,185.69	5,937.90	38,687.85			
28	37,347.12	13,208.28	18,455.62	5,683.22	37,347.12			
29	36,383.50	12,681.61	18,189.66	5,512.23	36,383.50			
30	45,254.25	21,305.19	18,282.46	5,666.60	45,254.25			
令和元	43,758.11	20,968.42	17,450.51	5,339.18	43,758.11			
2	43,555.28	20,700.71	17,462.06	5,392.51	43,555.28			
3	41,884.25	19,640.36	17,162.51	5,081.38	41,884.25			
4	41,236.18	18,711.05	17,280.58	5,244.55	41,236.18			
5	39,457.99	17,719.68	16,467.49	5,270.82	39,457.99			

※「盛岡市」は、平成30年4月1日から都南地域を搬入。また、玉山地域を除く。

※「盛岡地区衛生処理組合」には、最終処分場への埋立処理（昭和56年～60年度）を含み、「盛岡市門処理場」廃止後の平成11年4月1日から盛岡市分を組合として全量処理、平成20年4月1日から盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センターのみで処理。

※「盛岡市終末処理場」は下水道終末処理場における処理（マンホール投入）、「その他」は肥料として農地に利用。

【資料5】市町別の人口・し尿処理人口の推移

(単位:人)

年 度	処 理 区 域 内 人 口				し 尿 処 理 人 口			
	盛岡市	滝沢市	雫石町	合 計	盛岡市	滝沢市	雫石町	合 計
昭和45	196,036	12,000	17,954	225,990	185,020	12,000	9,563	206,583
46	201,843	12,622	18,555	233,020	189,179	12,622	9,726	211,527
47	205,843	12,831	18,751	237,425	190,067	12,831	10,831	213,729
48	209,346	13,614	18,751	241,711	188,265	13,614	10,508	212,387
49	212,901	14,583	18,773	246,257	186,076	14,583	10,642	211,301
50	216,223	16,047	18,293	250,563	186,139	16,047	11,000	213,186
51	220,789	17,407	18,906	257,102	185,363	17,407	11,526	214,296
52	223,663	18,923	18,969	261,555	196,379	15,489	10,481	222,349
53	225,985	20,859	19,000	265,844	197,267	15,541	11,644	224,452
54	227,658	23,225	19,071	269,954	167,500	23,225	14,796	205,521
55	225,795	25,687	18,622	270,104	166,155	25,509	14,949	206,613
56	231,774	26,922	19,425	278,121	161,738	24,490	15,135	201,363
57	233,584	28,048	19,309	280,941	166,432	24,671	15,019	206,122
58	234,649	29,416	19,278	283,343	163,713	24,400	15,207	203,320
59	235,842	30,588	19,317	285,747	160,789	24,631	15,257	200,677
60	236,396	31,603	19,433	287,432	139,542	25,570	15,241	180,353
61	235,108	32,468	19,471	287,047	124,245	26,688	16,050	166,983
62	234,107	33,530	19,361	286,998	118,796	27,711	16,261	162,768
63	233,428	34,426	19,445	287,299	113,719	28,568	16,345	158,632
平成元	233,396	36,071	19,278	288,745	98,089	29,981	15,075	143,145
2	223,970	37,564	19,282	280,816	91,256	30,427	14,988	136,671
3	234,430	38,857	19,348	292,635	86,315	30,696	16,044	133,055
4	235,299	39,865	19,342	294,506	79,196	31,224	15,344	125,764
5	235,255	41,101	19,435	295,791	71,571	32,483	15,330	119,384
6	236,061	42,456	19,467	297,984	69,749	32,536	14,808	117,093
7	237,611	43,799	19,541	300,951	64,749	32,939	14,594	112,282
8	237,714	45,325	19,671	302,710	59,521	34,201	15,044	108,766
9	237,237	46,927	19,739	303,903	55,362	33,029	14,874	103,265
10	236,238	48,511	19,863	304,612	51,339	33,264	14,893	99,496
11	235,530	49,482	19,916	304,928	46,791	35,169	14,764	96,724
12	234,770	50,620	19,963	305,353	44,119	35,458	14,811	94,388
13	235,381	41,443	19,874	296,698	41,883	36,283	14,156	92,322
14	235,200	52,054	19,848	307,102	39,068	35,799	14,350	89,217
15	234,756	52,572	19,668	306,996	36,705	32,222	14,005	82,932
16	234,531	52,698	19,498	306,727	34,717	32,192	13,834	80,743
17	233,856	53,132	19,371	306,359	33,082	30,929	13,399	77,410
18	233,580	52,943	19,249	305,772	31,133	31,120	13,119	75,372
19	233,119	53,053	19,089	305,261	28,632	30,584	12,558	71,774
20	232,149	53,243	18,899	304,291	23,623	29,303	12,276	65,202
21	231,582	53,407	18,677	303,666	22,121	27,650	11,755	61,526
22	230,329	53,780	18,449	302,558	21,136	27,939	11,421	60,496
23	231,709	54,184	18,108	304,001	20,032	25,733	10,835	56,600
24	231,696	54,710	17,893	304,299	19,521	25,276	10,557	55,354
25	231,852	55,063	17,675	304,590	19,286	23,329	10,180	52,795
26	231,037	55,058	17,498	303,593	18,568	23,127	9,938	51,633
27	230,168	55,069	17,250	302,487	18,518	21,639	9,631	49,788
28	229,354	55,113	17,094	301,561	18,428	19,738	9,297	47,463
29	228,120	54,912	16,865	299,897	16,425	19,542	9,065	45,032
30	277,040	55,133	16,870	349,043	29,171	19,197	9,053	57,421
令和元	275,694	55,325	16,263	347,282	27,973	18,817	8,504	55,294
2	274,469	55,506	15,968	345,943	27,456	18,173	8,244	53,873
3	272,878	55,400	15,698	343,976	27,201	16,668	7,930	51,799
4	270,656	54,961	15,506	341,123	26,362	17,240	7,803	51,405
5	267,611	54,650	15,176	337,437	25,633	17,461	7,580	50,674

※平成22年度までは各年度10月1日現在、平成23年度以降は各年度3月31日現在。

※「盛岡市」は、平成30年4月1日から都南地域を搬入。また、玉山地域を除く。

【資料6】排出基準等の測定記録

令和6年3月31日 現在

区分	測定項目	自主規制値	R3	R4	R5
ばい煙	硫黄酸化物 (SO _x) N m ³ /h (排出基準算定のK値規制の値)	≦ 5.6 K値14.5	0.59	1.4	1.1
	ばいじん g/N m ³	≦ 0.3	< 0.010	< 0.010	0.010
	窒素酸化物 (NO _x) (換算値) v/vppm	≦ 180	110	130	110
排水	水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	6.9	7	7.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/ℓ	≦ 5	0.4	0.8	1.1
	化学的酸素要求量 (COD) mg/ℓ	≦ 20	4.4	7.5	2.1
	浮遊物質 (SS) mg/ℓ	≦ 5	0.4	0.7	< 1
	全窒素 (T-N) mg/ℓ	≦ 10	3.1	4.1	2.8
	全リン (T-P) mg/ℓ	≦ 1	0.05	0.1	< 0.1
	色度 度	≦ 30	1.5	5.1	< 0.5
	大腸菌群数 個/cm ³	≦ 100	< 30	< 30	< 30
騒音	朝 (6～8時) dB	≦ 50	≦ 44	≦ 39	≦ 45
	昼間 (8～18時) dB	≦ 55	≦ 55	≦ 45	≦ 52
	夕 (18～22時) dB	≦ 50	≦ 44	≦ 38	≦ 46
	夜間 (22～翌6時) dB	≦ 45	≦ 43	≦ 40	≦ 44
振動	昼間 (7～20時) dB	≦ 60	≦ 34	≦ 30	≦ 32
	夜間 (20～翌7時) dB	≦ 55	≦ 33	≦ 31	≦ 29
悪臭(臭気)	脱臭塔排気に係るもの	アンモニア ppm	≦ 1	< 0.05	< 0.05
		メチルメルカプタン ppm	≦ 0.002	< 0.0001	< 0.0001
		硫化水素 ppm	≦ 0.02	< 0.0001	0.0003
		硫化メチル ppm	≦ 0.01	< 0.0001	< 0.0001
		二硫化メチル ppm	≦ 0.009	< 0.0001	< 0.0001
		ノルマル酪酸 ppm	≦ 0.001	< 0.00005	0.00006
		ノルマル吉草酸 ppm	≦ 0.0009	< 0.00005	< 0.00005
		イソ吉草酸 ppm	≦ 0.001	< 0.00005	< 0.00005
	排水に係るもの	メチルメルカプタン ppm	≦ 0.0068	< 0.0002	< 0.0002
		硫化水素 ppm	≦ 0.024	< 0.0005	< 0.0005
		硫化メチル ppm	≦ 0.069	< 0.001	< 0.001
		二硫化メチル ppm	≦ 0.126	< 0.003	< 0.003

※「≦」は「以下」を、「<」は検出限界値「未満」を示す。

※「N」は、標準状態(0℃、101.32kPa)を示す。また、「換算値」は測定値を標準状態の排出基準に換算したもの。

※「自主規制値」は、地元との協定書に基づく排出基準、排水基準等の基準値である。

※施設からの排出基準、排水基準等は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の関係法令に定めがある。

【資料7】原料汚泥の放射性物質濃度の測定記録

国では、肥料の原料に含まれる放射性物質の基準を定めており、「おでい肥料・めぐみ」の原料となっているし尿・浄化槽汚泥は、これまですべて国の基準値を下回っている。

令和6年3月31日 現在 (単位;Bq(ベクレル)/kg)

試料採取日	放射性物質の種別			試料採取日	放射性物質の種別	
	セシウム134 (検出下限値)	セシウム137 (検出下限値)	ヨウ素131 (検出下限値)		セシウム134 (検出下限値)	セシウム137 (検出下限値)
平成23年 7 月 14 日	不検出 (14.0)	不検出 (13.0)	不検出 (9.9)	平成30年 9 月 6 日	不検出 (8.8)	不検出 (8.4)
8 月 5 日	不検出 (9.1)	不検出 (8.0)	不検出 (12.0)	平成31年 1 月 17 日	不検出 (8.8)	不検出 (6.9)
9 月 7 日	不検出 (12.0)	不検出 (12.0)	不検出 (10.0)	令和元年 9 月 11 日	不検出 (8.8)	不検出 (8.4)
12 月 6 日	不検出 (11.0)	不検出 (12.0)	不検出 (9.0)	令和2年 1 月 10 日	不検出 (7.3)	不検出 (9.0)
平成24年 3 月 12 日	不検出 (6.8)	不検出 (7.0)	不検出 (6.8)	9 月 8 日	不検出 (5.3)	不検出 (6.5)
4 月 27 日	不検出 (9.5)	不検出 (15.0)	不検出 (9.0)	令和3年 1 月 6 日	不検出 (8.3)	不検出 (6.0)
7 月 12 日	不検出 (9.4)	不検出 (9.5)	150 (9.4)	9 月 8 日	不検出 (4.9)	不検出 (5.0)
10月 11 日	不検出 (7.8)	不検出 (7.2)	不検出 (5.4)	令和4年 1 月 12 日	不検出 (4.9)	不検出 (4.8)
平成25年 1 月 10 日	不検出 (1.89)	2.53 (1.77)		9 月 6 日	不検出 (6.7)	不検出 (6.0)
1 月 31 日	不検出 (3.16)	不検出 (3.34)		令和5年 1 月 20 日	不検出 (7.0)	不検出 (8.1)
2 月 27 日	不検出 (2.45)	2.85 (2.08)		9 月 13 日	不検出 (5.0)	不検出 (5.5)
5 月 21 日	不検出 (7.3)	不検出 (8.0)	不検出 (5.4)	令和6年 1 月 11 日	不検出 (7.2)	不検出 (6.1)
8 月 21 日	不検出 (7.3)	不検出 (6.0)	不検出 (5.5)			
12月 17 日	不検出 (6.5)	不検出 (7.9)	31 (5.7)			
平成26年 5 月 16 日	不検出 (6.8)	不検出 (6.7)	不検出 (5.9)			
6 月 18 日	不検出 (6.9)	不検出 (8.4)	不検出 (6.0)			
11月 14 日	不検出 (5.4)	不検出 (6.8)	不検出 (6.1)			
平成28年 2 月 19 日	不検出 (7.0)	不検出 (7.3)	88 (5.5)			
9 月 13 日	不検出 (6.4)	不検出 (7.0)				
平成29年 1 月 13 日	不検出 (6.4)	不検出 (6.5)				
9 月 6 日	不検出 (6.3)	不検出 (7.7)				
平成30年 1 月 6 日	不検出 (8.0)	不検出 (6.9)				

※ 基準値は「汚泥肥料等中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて(平成23年6月24日付け23消安第1893号(令和5年10月2日改正)農林水産省消費・安全局長通知)」で定める脱水した原料汚泥等中の放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137の合計量をいう。以下同じ。)濃度が200Bq/kg以下であること。

※ 平成25年1月の測定は、東北農政局に試料を提供し測定したため、検出下限値等が異なっている。

【資料8】歴代の管理者・副管理者・議長・副議長

年度	管理者	副管理者（市町村長又は助役若しくは副市町村長）			議 長	副議長
		盛岡市	滝沢市(滝沢村)	雫石町		
昭和 45	工藤 巖	片岡 義彰			菅 三郎	川口 善彌
46	S45.7.23～S54.8.8	S45.7.23～S48.3.5			S45.10.5～S46.5.1 吉田 善次郎	S45.10.5～S46.5.8 S46.6.9～S50.5.8
47						
48		吉住 俊彦				
49		S48.4.1～S50.6.30				
50					阿部 和平	小田 要
51		湯浅 利夫			S50.6.5～S54.5.1	S50.6.5～S54.5.8
52		S50.7.1～S53.3.31				
53		太田 大三				
54		S53.4.1～S54.8.7				
55	太田 大三	藤根 六郎			佐藤 吉政	佐藤 源之助
56	S54.9.2～H7.9.1	S54.9.19～S62.9.18			S54.6.4～S58.5.1	S54.6.4～S58.4.30
57						
58					伊藤 正三	三上 弘
59					S58.8.8～S62.5.1	S58.8.8～S62.4.30
60						
61						
62					浅沼 信一	前田 萬吉
63		桑島 博			S62.6.9～H3.5.1	S62.6.9～H2.10.16
平成 元		S62.9.19～H7.6.10				坂本 繁雄 H3.2.26～H3.5.8
2					藤原 仁右門	千田 誠
3					H3.6.10～H7.5.1	H3.6.10～H7.4.30
4						
5						
6						
7					岸本 敬一	伊藤 哲夫
8	桑島 博	佐々木 隆夫			H7.7.6～H11.5.1	H7.7.6～H11.5.8
9	H7.9.2～H15.9.1	H7.9.14～H15.9.1				
10						
11					刈屋 秀俊	沼崎 照夫
12					H11.7.12～H15.5.1	H11.7.12～H15.4.30
13						
14						
15					小枝指 博	古舘 幸一
16	谷藤 裕明	池田 克典			H15.6.4～H19.5.1	H15.6.4～H19.5.8
17	H15.9.2～H21.3.31	H15.9.16～H21.3.31				
18						
19			柳村 典秀	中屋敷 十	佐々木 信一	山谷 仁
20			H19.5.9～H21.3.31	H19.5.9～H22.11.9	H19.6.1～H21.5.11	H19.6.1～H21.5.11
21	柳村 典秀	谷藤 裕明	松川 章		山谷 仁	佐々木 信一
22	H21.4.1～H30.11.19	H21.4.1～R5.9.1	H21.4.1～H23.3.31	深谷 政光	H21.5.11～H23.7.30	H21.5.11～H23.8.27
23			南 敏幸	H22.11.10～H30.11.9	柳村 一	吉田 孝人
24			H23.4.1～H26.3.31		H23.9.29～H27.7.30	H23.9.29～H27.8.27
25						
26			佐野峯 茂			
27			H26.4.1～R2.3.31			
28					相原 孝彦	細川 光正
29					H27.10.7～R1.7.30	H27.10.7～R1.8.27
30						
令和 元	主濱 了			猿子 恵久		
2	H30.11.20～R4.11.19		三河 孝司	H30.11.10～	山谷 仁	野中 靖志
3			R2.4.1～R4.3.31		R1.10.4～R5.7.30	R1.10.4～R5.8.27
4			岡田 洋一			
5	武田 哲		R4.4.1～			
6	R4.11.20～	内舘 茂			仲田 孝行	池野 直友
		R5.9.2～			R5.10.5～	R5.10.5～

【資料9】

盛岡地区衛生処理組合規約

〔昭和45年7月23日
岩手県指令地第320号〕

改正	平成3年10月19日	岩手県指令地方	第886号
	平成4年3月23日	岩手県指令地方	第1610号
	平成17年11月7日	岩手県指令市町村	第784号
	平成19年3月27日	岩手県指令市町村	第1166号
	平成20年1月24日	岩手県指令市町村	第909号
	平成21年2月3日	岩手県指令市町村	第881号
	平成23年3月23日	岩手県指令市町村	第1191号
	平成25年10月29日	岩手県指令市町村	第684号
	平成30年3月27日	岩手県指令市町村	第1142号
	令和3年11月11日	岩手県指令市町村	第748号

(組合の名称)

第1条 この組合は、盛岡地区衛生処理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、盛岡市、滝沢市及び雫石町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。ただし、関係市町及び関係市町が加入する他の一部事務組合で処理する事務を除く。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

イ し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関すること。

ウ ア及びイに係る一般廃棄物処理計画の策定に関すること。

(2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽清掃業の許可に関する事務

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域（盛岡市にあつては、平成18年1月9日における岩手郡玉山村の区域を除く。）とする。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、滝沢市大崎94番地194に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちから次の区分により選挙したものとする。

(1) 盛岡市 2人

(2) 滝沢市 2人

(3) 雫石町 2人

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、その者が関係市町の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなつたときは、その職を失う。

(組合議員が欠けた場合の報告)

第7条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなつたとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なく組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(組合議員の補欠選挙)

第8条 組合議員が欠けたときは、速やかにその欠けた組合議員が属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の当選者決定の報告等)

第9条 組合議員の当選者が決まつたときは、関係市町の議会の議長は、直ちに当選人にその旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第10条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は滝沢市長の職にある者を、副管理者は盛岡市長、滝沢市副市長及び雫石町長の職にある者を、会計管理者は滝沢市会計管理者の職にある者を充てる。

3 管理者及び副管理者の任期は、その者が関係市町長又は滝沢市副市長の職にある期間とする。

4 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者のうち滝沢市副市長の職にある者がその職務を代理する。

(補助職員)

第11条 組合に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任命する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任されるものにあつては組合議員の職にある間とする。

4 識見を有する者のうちから選任された監査委員は、非常勤とする。

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の運営に要する経費は、組合の事業から生ずる収入及びその他の収入をもつて支弁し、なお不足があるときは、その不足額について、次の割合をもつて関係市町が負担する。

(1) 基本割 10分の1

(2) 利用割 10分の9

2 前項第1号の基本割に係る関係市町の負担割合は、盛岡市にあつては2分の1とし、滝沢市及び雫石町にあつてはそれぞれ4分の1とする。

3 第1項第2号の利用割に係る関係市町の負担割合は、当該年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を基準として定める。

4 前3項の規定にかかわらず、地域の実情を考慮して行う事務に要する経費は、関係市町が協議の上、これを負担する。

第14条 組合が設置するし尿処理施設の建設に要する経費及び地方債の元利償還金は、当該事業に充当すべき補助金及び寄附金を除き前条各号の割合をもつて関係市町が負担する。

附 則

この規約は、岩手県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則 (平成3年岩手県指令地方第886号)

1 この規約は、岩手県知事の許可のあつた日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員の任期は、変更後の盛岡地区衛生処理組合格約第12条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成4年岩手県指令地方第1610号)

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年岩手県指令市町村第784号)

この規約は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成19年岩手県指令市町村第1166号)

この規約中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同年5月9日から施行する。

附 則 (平成20年岩手県指令市町村第909号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年岩手県指令市町村第881号)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年岩手県指令市町村第1191号)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年岩手県指令市町村第684号)

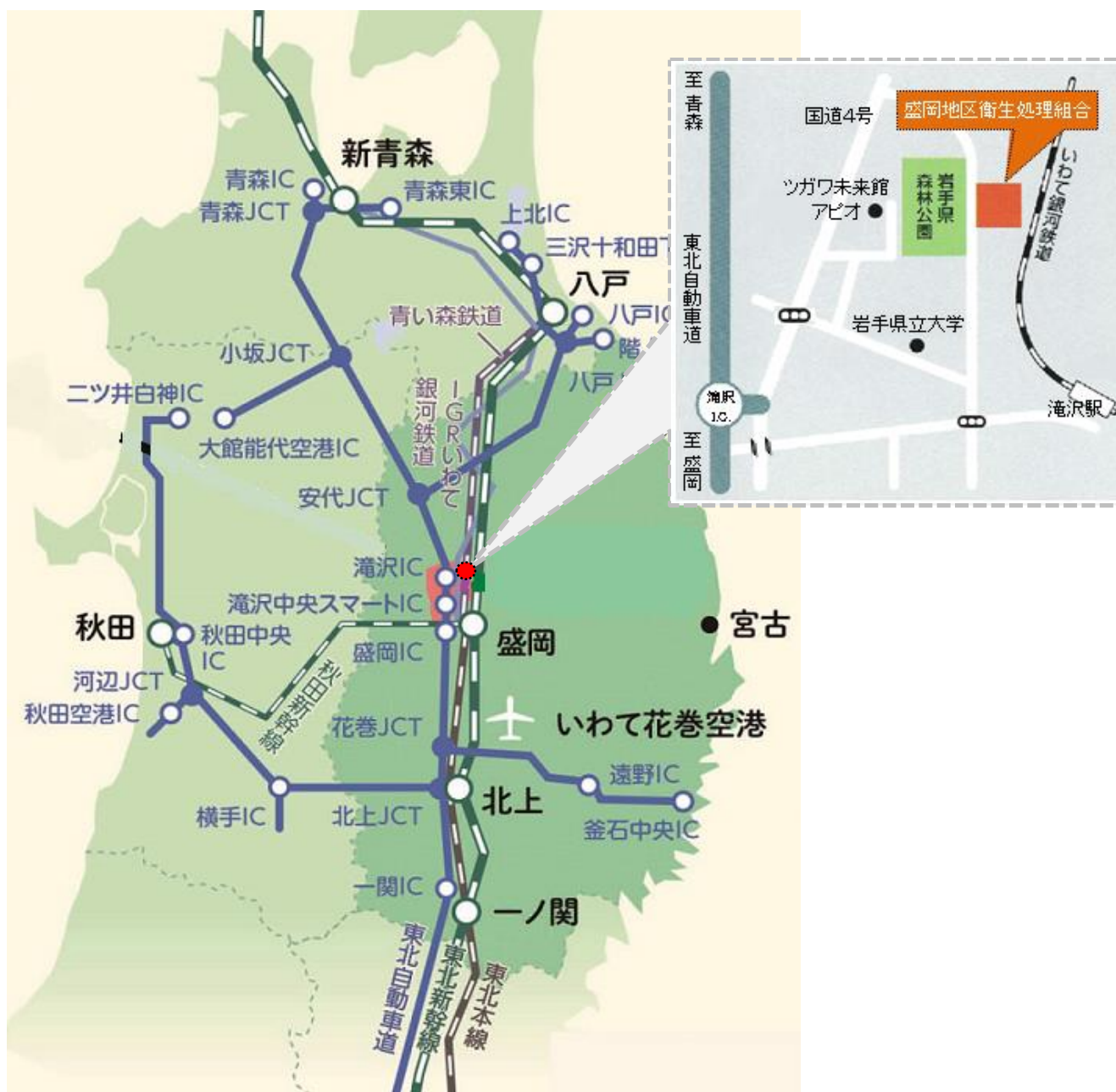
この規約は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年岩手県指令市町村第1142号)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年岩手県指令市町村第748号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。



アクセス	盛岡駅（IGRいわて銀河鉄道）より	滝沢駅下車
	滝沢駅より	徒歩20分
	滝沢I.C.より	車で5分

盛岡地区衛生処理組合

〒020-0621 岩手県滝沢市大崎94番地194
 TEL.019-688-5110 FAX.019-688-6870
 Email: moriokachiku@clock.ocn.ne.jp
 HP: <https://morioka-eisyo.jp>